

注)「市町村」には、特別区を含む。

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
827	就学時健康診断の実施 期限の延長	現行では、就学時の健康診断の実施期限は11月30日であるが、特区内の市町村から他の特区外の市町村に転居した子どもに不利益が生じないように留意しつつ、12月31日までの適切な時期とする。	全部	就学時の健康診断について11月30日までに 行うことが原則であるが、通学区域の弾力的な運用を行う場合で、学校の就学時の健康診断を12月1日以降に実施することが必要 であり、かつ、次の各号のいずれの条件も満たすものである場合には、12月31日までの適切な時期に実施することができるものとする。 ①盲・聾・養護学校に就学することが適当であると認める者の氏名及び盲・聾・養護学校に就学させるべき旨の通知を12月31日までに都道府県の教育委員会が受けられること ②12月中に他の市町村に転居する子どもについて学校保健安全法第11条に規定する健康診断及び同法第12条に規定する措置が適切に行われること	学校保健法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第142号）	平成16年4月1日施行（措置済）	文部科学省
828	運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、運動場を設けることと同等と認められる措置を講じることにより、運動場を設けることなく、大学の設置等を行うことができるものとする。	全部	特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行う。その際、学生の教育環境等に適切に配慮できるよう、特区の活用事例における状況を踏まえ、弊害の予防措置について、その要件を一層明確化し、必要最小限のものとする。	大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第35条 短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第27条の2	平成25年1月1日施行（措置済）	文部科学省
829	空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、学生が休息その他に利用するのに適当な環境を有することにより、校地に空地を有することなく、大学の設置等を行うことができるものとする。	全部	特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行う。その際、学生の教育環境等に適切に配慮できるよう、特区の活用事例における状況を踏まえ、弊害の予防措置について、その要件を一層明確化し、必要最小限のものとする。	大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第34条 短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第27条	平成25年1月1日施行（措置済）	文部科学省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
934	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業	障害者又は障害児が、近隣において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく自立訓練等を利用することが困難な場合に、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする。	一部	基準該当生活介護に限り、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令75号）	平成22年6月1日実施（措置済）	厚生労働省
			一部	基準該当短期入所について、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第68号）	平成23年6月1日実施（措置済）	厚生労働省
			一部	基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスについて、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第90号）	平成25年10月1日施行	厚生労働省